### 第1 報告案件の概要

ファッションセンターしまむら勝浦店 1 大規模小売店舗の名称

勝浦市部原字原田1062番地ほか 2 所在地

3 建物設置者 ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 原田 健ほか

株式会社しまむら(衣料品等)、株式会社千葉薬品(医薬品等) 4 小売業者名

5 変更しようとする事項

(1) 店舗面積の合計

(変更前) 1, 134 m² (変更後) 2, 034 m²

(2) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 72台 (変更後) 86台

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 33台

(変更後) 61台

(4) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 105 m<sup>2</sup>

(変更後) 150 m<sup>2</sup>

(5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 40 m³ (変更後) 44 m³

(6) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻:午前10時 閉店時刻:午後8時

(変更後) 開店時刻:午前10時(㈱千葉薬品のみ午前0時)

閉店時刻:午後8時 (㈱千葉薬品のみ午前0時)

(7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)午前9時45分~午後8時15分 (変更後) 午前0時~翌午前0時

(8) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 2か所

(変更後) 4か所

(9) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)午前0時~翌午前0時

(変更後)午前0時~翌午前0時(荷さばき施設②は午前6時~午後10時)

- 6 変更年月日 平成28年8月10日
- 7 如理経過
- (1) 届出日 平成27年12月9日
- (2)公告縦覧期間 平成28年1月8日~平成28年5月9日

#### <届出概要>

※( )内は変更前

1 店舗面積: 2, 034 m² (1, 134 m²)

2 駐車場の収容台数:86台(72台)

3 駐輪場の収容台数:61台(33台)

4 荷さばき施設の面積:150㎡(105㎡)

廃棄物等の保管施設の容量: 4 4 m³(40 m³)

開店時刻:午前10時 (㈱千葉薬品のみ午前0時) (午前10時)

閉店時刻:午後8時〈㈱千葉薬品のみ午前0時〉 (午後8時)

7 駐車場利用可能時間帯:午前0時~翌午前0時 (午前9時45分~午後8時15分)

8 駐車場の出入口の数:4か所(2か所)

9 荷さばき可能時間帯:午前0時~翌午前0時〈荷 さばき施設②は午前6時~午後10時〉

(午前0時~翌午前0時)

(3) 説明会平成28年2月3日 午後5時~ 午後7時~場所勝浦市技術文化交流センターKüste (キュステ)

- 8 市町村・住民等の意見
- (1) 勝浦市の意見 あり
- (2)住民等の意見 なし

### 第2 県の意見

「意見なし」 平成28年8月4日通知

<理由>

- (1) 次のア・イに掲げる事由から、今回の変更に伴う周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
  - ア 店舗面積の増加に合わせて変更する駐車場・駐輪場の収容台数・荷さばき施設の面積、廃棄物等の保管施設の容量については、変更後において、 いずれも指針に掲げる基準を満たしていること。
  - イ 開店・閉店時刻、駐車場利用可能時間帯及び荷さばき可能時間帯の変更等については、以下の点から、指針に照らし特に問題のない計画と判断できること。
    - ① 騒音予測を行った結果、夜間の店舗敷地境界及び保全対象地点において車両騒音が基準値を上回った一部地点については、直近住居外壁において基準値以下となっていること。
    - ② 店舗周辺道路は通学路には指定されていないこと。
- (2) 法8条第1項に基づく勝浦市の意見については適切に対応されており、同条第2項に基づく住民の意見がなかったこと。
- (3) 千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員に意見を聴いたところ、意見がなかったこと。

# 変更事項届出の概要(法第6条第2項)

(第127回大規模小売店舗立地審議会)

### 第1 報告案件の概要

1 大規模小売店舗の名称 船橋駅北口市街地再開発ビル・船橋東武ビル

2 所在地 船橋市本町七丁目3番地ほか

3 建物設置者 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 常陰 均 ほか

4 小売業者名 株式会社東武百貨店(衣料品・食品等)ほか3

5 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 4, 5 2 4 m<sup>2</sup> (変更後) 1, 4 3 4 m<sup>2</sup>

(3) 小売業を行う者の開店時刻

(変更前)午前10時ほか(年間20日午前9時)

(変更後)午前10時ほか(年間40日午前9時)

(4) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 9か所

(変更後) 6 か所

6 変更年月日

(1)(3)(4) 平成28年2月1日

(2)平成28年8月29日

7 処理経過

(1) 届出日 平成27年12月28日

(2) 公告縦覧期間 平成28年1月26日~平成28年5月26日

平成28年1月25日 説明会不要承認・軽微変更承認 (3) 説明会

8 市町村・住民等の意見

(1) 船橋市の意見 なし

(2) 住民等の意見 なし

## 第2 県の意見

「意見なし」 平成28年6月20日通知

## <届出概要>

※() 内は変更前

1 店舗面積:36,439 m<sup>2</sup>

2 駐車場の収容台数:614台

3 駐輪場の収容台数:240台

4 荷さばき施設の面積: 1, 434 m<sup>2</sup>

 $(4, 524 \text{ m}^2)$ 

5 廃棄物等の保管施設の容量:141㎡

6 開店時刻:午前10時ほか〈年40日午前9時〉

(午前10時ほか(年20日午前9時))

閉店時刻:午後11時ほか

7 駐車場利用可能時間帯:

午前8時~午後11時

8 駐車場の出入口の数:6か所(9か所)

9 荷さばき可能時間帯:午前6時~午後6時

### <理由>

- (1) 次のア・イに掲げる事由から、今回の変更に伴う周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
  - ア 一部の隔地駐車場の廃止に合わせて変更する駐車場の位置変更及び出入口の数及び位置の変更、荷さばき施設の一部廃止については、変更後において、いずれも指針に掲げる基準を満たしていること。
  - イ 駐車場の位置の変更及び開店時刻の変更については、以下の点から、指針に照らし特に問題のない計画と判断できること。
    - ① 騒音予測を行った結果、夜間の店舗敷地境界において車両騒音が基準値を上回った地点については、保全対象地点において基準値以下となっていること。
    - ② 一部の店舗周辺道路は通学路には指定されているが、安全対策については関係課と協議済みであること。
- (2) 法第8条第1項に基づく船橋市及び同条第2項に基づく住民の意見がなかったこと。
- (3) 千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員(庁内関係各課)に意見を聴いたところ、意見がなかったこと。

# 変更事項届出の概要(法第6条第2項)

(第127回大規模小売店舗立地審議会)

## 第1 報告案件の概要

1 大規模小売店舗の名称 カインズホーム館山店

2 所在地 館山市高井字上畑作1771番地ほか

3 建物設置者 株式会社カインズ 代表取締役 土屋 裕雅

4 小売業者名 株式会社カインズ(住宅関連商品)ほか1

5 変更しようとする事項

(1) 小売業を行う者の開店時刻

株式会社カインズ

(変更前) 午前8時 (変更後) 午前6時30分

(2) 駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前7時30分~午後9時30分

(変更後) 午前6時00分~午後9時30分

6 変更年月日 平成28年1月30日

7 処理経過

(1) 届出日 平成28年1月29日

(2)公告縦覧期間 平成27年2月16日~平成28年6月16日

(3) 説明会 平成28年2月23日 説明会不要承認

8 市町村・住民等の意見

(1)館山市の意見 あり

(2) 住民等の意見 なし

## <届出概要>

※( )内は変更前

1 店舗面積:13,370 m<sup>2</sup>

2 駐車場の収容台数:733台

3 駐輪場の収容台数:55台

4 荷さばき施設の面積:391㎡

5 廃棄物等の保管施設の容量:85㎡

6 開店時刻:㈱カインズのみ午前6時30分

(午前8時)

閉店時刻:午後9時

7 駐車場利用可能時間带:

駐車場-1のみ午前6時~午後9時30分

(午前7時30分~午後9時30分)

8 駐車場の出入口の数:4か所

9 荷さばき可能時間帯:

午前6時~午後9時

# 第2 県の意見

「意見なし」 平成28年7月12日通知

<理由>

(1) 今回の変更事項は開店時刻及び駐車場利用可能時間帯の変更であるが、次に掲げる事由から、今回の変更に伴う周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽 微であると認められること。

ア 騒音予測を行った結果、全ての予測地点で基準値以下であったこと。

イ 店舗周辺の道路が通学路に指定されてないこと。

(2) 法第8条第1項に基づく館山市の意見については適切に対応されており、同条第2項に基づく住民の意見がなかったこと。

# 変更事項届出の概要(法第6条第2項)

(第127回大規模小売店舗立地審議会)

### 第1 報告案件の概要

1 大規模小売店舗の名称 ジョイフル本田八千代店A館

2 所在地 八千代市村上字白筋2723番地1ほか

3 建物設置者 株式会社ジョイフル本田 代表取締役 矢ケ崎 健一郎

4 小売業者名 株式会社ジョイフル本田(生活関連用品ほか)

5 変更しようとする事項

(1) 駐輪場の位置

(2) 小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前9時 (変更後) 午前6時30分

(3) 駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分~午後8時30分 (変更後) 午前6時~午後8時30分

(4) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 4か所 (変更後) 3か所

6 変更年月日

(1) 平成25年8月15日

(2)(3)(4) 平成28年2月12日

7 処理経過

(1) 届出日 平成28年2月10日

(2)公告縦覧期間 平成28年2月26日~平成28年6月27日

(3) 説明会 平成28年3月4日 説明会不要承認

8 市町村・住民等の意見

(1) 八千代市の意見 なし

(2)住民等の意見 なし

## 第2 県の意見

「意見なし」 平成28年7月14日通知

<理由>

(1)次のア・イに掲げる事由から、今回の変更に伴う周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。

ア 駐輪場の位置の変更については来客の利便性向上を目的としたものであり、従前の収容台数を維持するものであること。

イ 駐車場の出入口の位置の変更は関係課と十分な協議がされており、また開店時刻及び駐車場利用可能時間帯の変更については、以下の点からも、指針 に照らし特に問題のない計画と判断できること。

①騒音予測を行った結果、全ての予測地点で基準値以下であったこと。

### <届出概要>

※( )内は変更前

1 店舗面積:5,027 m<sup>2</sup>

2 駐車場の収容台数:220台

3 駐輪場の収容台数:66台

4 荷さばき施設の面積:273㎡

5 廃棄物等の保管施設の容量:58㎡

6 開店時刻:午前6時30分(午前9時)

閉店時刻:午後8時

7 駐車場利用可能時間帯:

午前6時から午後8時30分

(午前8時30分から午後8時30分)

8 駐車場の出入口の数:3か所(4か所)

9 荷さばき可能時間帯:

午前6時~午後9時

- ②店舗周辺の一部道路が通学路に指定されているが、通学路は店舗出入口と反対側にあり通学路と交錯していないこと、また変更内容について関係機関に了解を得ていること。
- (2) 法第8条第1項に基づく八千代市及び同条第2項に基づく住民の意見がなかったこと。
- (3) 千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員(庁内関係各課)に意見を聴いたところ、意見がなかったこと。

# 変更事項届出の概要(法第6条第2項)

# (第127回大規模小売店舗立地審議会) <届出概要>

### 第1 報告案件の概要

1 大規模小売店舗の名称 ジョイフル本田八千代店B館

2 所在地 八千代市村上字白筋2700番地4ほか

3 建物設置者 株式会社ジョイフル本田 代表取締役 矢ケ﨑 健一郎

4 小売業者名 株式会社ジョイフル本田(木材・鋼材・建築資材ほか)

5 変更しようとする事項

(1) 荷さばき施設の位置

(2) 小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前9時 (変更後)午前6時30分

(3) 駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分~午後8時30分

(変更後) 午前6時~午後8時30分

6 変更年月日

(1) 平成24年9月8日

(2)(3)平成28年2月12日

7 如理経過

平成28年2月10日 (1) 届出日

(2)公告縦覧期間 平成28年2月26日~平成28年6月27日

(3) 説明会 平成28年3月4日 説明会不要承認

8 市町村・住民等の意見

(1) 八千代市の意見 なし

(2)住民等の意見 なし

## 第2 県の意見

「意見なし」 平成28年7月14日通知

<理由>

(1) 次のア・イに掲げる事由から、今回の変更に伴う周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。

ア 荷さばき施設の位置の変更については関係課と協議されており、従前の面積を確保するものであること。

イ 開店時刻及び駐車場利用可能時間帯の変更については、以下の点からも、指針に照らし特に問題のない計画と判断できること。

①騒音予測を行った結果、全ての予測地点で基準値以下であったこと。

②店舗周辺の一部道路が通学路に指定されているが、安全対策として、登下校時間帯は交通整理員を配置することで関係機関とは協議済みであること。

(2) 法第8条第1項に基づく八千代市及び同条第2項に基づく住民の意見がなかったこと。

(3) 千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員(庁内関係各課)に意見を聴いたところ、意見がなかったこと。

※( )内は変更前

1 店舗面積:2,807m²

2 駐車場の収容台数:153台

3 駐輪場の収容台数:19台

4 荷さばき施設の面積:150㎡

5 廃棄物等の保管施設の容量:12㎡

6 開店時刻:午前6時30分(午前9時)

閉店時刻:午後8時

7 駐車場利用可能時間帯:

午前6時~午後8時30分

(午前8時30分~午後8時30分)

8 駐車場の出入口の数:5か所

9 荷さばき可能時間帯:

午前6時~午後9時

# 変更事項届出の概要(法第6条第2項)

(第127回大規模小売店舗立地審議会)

### 第1 報告案件の概要

1 大規模小売店舗の名称 ジョイフル本田市原店

2 所在地 市原市五所字神明1734番地1ほか

3 建物設置者 株式会社ジョイフル本田 代表取締役 矢ケ崎 健一郎

4 小売業者名 株式会社ジョイフル本田(木材、建築資材、工具ほか)

5 変更しようとする事項

(1) 駐輪場の位置

(2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 45 m³ (変更後) 54 m³

(3) 小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前8時 (変更後) 午前6時30分

(4) 駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前7時30分~午後8時30分

(変更後) 午前6時~午後8時30分

6 変更年月日

- (1) 平成27年8月10日
- (2) 平成25年11月15日
- (3)(4) 平成28年2月12日

7 処理経過

(1) 届出日 平成28年2月10日

(2) 公告縦覧期間 平成28年3月4日~平成28年7月4日

(3) 説明会開催日時 平成28年4月1日午後2時~

五井公民館

8 市町村・住民等の意見

(1) 市原市の意見 あり

(2)住民等の意見 なし

### 第2 県の意見

「意見なし」 平成28年7月28日通知

<理由>

(1) 次のア〜ウに掲げる事由から、今回の変更に伴う周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。

#### <届出概要>

※() 内は変更前

1 店舗面積: 7, 206 m<sup>2</sup>

2 駐車場の収容台数:391台

3 駐輪場の収容台数:40台

4 荷さばき施設の面積:135㎡

5 廃棄物等の保管施設の容量:54㎡(45㎡)

6 開店時刻:午前6時30分(午前8時)

閉店時刻:午後8時

7 駐車場利用可能時間帯:

午前6時~午後8時30分

(午前7時30分~午後8時30分)

8 駐車場の出入口の数:8か所

9 荷さばき可能時間帯:

午前6時~午後9時

- ア 駐輪場の位置の変更については来客の利便性向上を目的としたものであり、従前の収容台数を維持するものであること。
- イ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量の変更については、保管施設を従来よりも敷地境界から離れた位置に配置し、かつ容量を増加させるものであり、周辺住民の生活環境への影響をより小さくすることが期待できること。
- ウ 開店時刻及び駐車場利用開始時刻の変更については、以下の点から、指針に照らし特に問題のない計画と判断できること。
  - ①延刻時間帯における騒音予測を行った結果、4つの予測地点のうち、1地点において敷地境界(墓地に隣接)で指針に定める基準値を超過したものの、保全対象の住居前の予測地点では基準値を下回ったこと。
  - ②店舗周辺道路の一部は通学路に設定されており、延刻により児童の通学時間帯と重なるが、繁忙期の通学時間帯には交通整理員を配置するとした安全対策について、関係する学校側の了承を得ていること。
- (2) 法第8条第1項に基づく市原市の意見については適切に対応されており、同条第2項に基づく住民の意見がなかったこと。

# 変更事項届出の概要(法第6条第2項)

(第127回大規模小売店舗立地審議会)

## 第1 報告案件の概要

1 大規模小売店舗の名称 カインズホーム八日市場店

2 所在地 匝瑳市八日市場ロ字横田118番地ほか

3 建物設置者 株式会社カインズ 代表取締役 土屋 裕雅

4 小売業者名 株式会社カインズ(住宅関連商品)ほか2

5 変更しようとする事項

(1) 小売業を行う者の開店時刻

株式会社カインズ

(変更前) 午前8時 (変更後) 午前6時30分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前7時30分~午後9時30分

(変更後) 午前6時00分~午後9時30分

6 変更年月日 平成28年3月9日

7 処理経過

(1) 届出日 平成28年3月8日

(2)公告縦覧期間 平成28年3月29日~平成28年7月29日

(3) 説明会 平成28年3月31日 説明会不要承認

8 市町村・住民等の意見

(1) 匝瑳市の意見 なし

(2) 住民等の意見 なし

# 第2 県の意見

「意見なし」 平成28年8月18日通知

<理由>

(1) 今回の変更事項は開店時刻及び駐車場利用可能時間帯の変更であるが、次に掲げる事由から、今回の変更に伴う周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。

①騒音予測を行った結果、全ての予測地点で基準値以下であったこと。

②店舗周辺の一部道路が通学路に指定されているが、駐車場については変更前も通学時間帯である午前7時30分からの利用として届出しており、 今回の変更に伴う安全策として、店舗建物入口へ注意喚起の貼り出しを行うなど通学路の安全対策については関係課と協力済みであること。

(2) 法第8条第1項に基づく匝瑳市及び同条第2項に基づく住民の意見がなかったこと。

### <届出概要>

※( )内は変更前

1 店舗面積:14,145 m<sup>2</sup>

2 駐車場の収容台数:1,116台

3 駐輪場の収容台数:120台

4 荷さばき施設の面積:419㎡

5 廃棄物等の保管施設の容量:83㎡

6 開店時刻:㈱カインズのみ午前6時30分

(午前8時)

閉店時刻:午後9時

7 駐車場利用可能時間帯:

駐車場-1のみ午前6時~午後9時30分

(午前7時30分~午後9時30分)

8 駐車場の出入口の数:4か所

9 荷さばき可能時間帯:

午前6時~午後7時

# 変更事項届出の概要(法第6条第2項)

(第127回大規模小売店舗立地審議会)

## 第1 報告案件の概要

1 大規模小売店舗の名称 大網白里ショッピングセンター

2 所在地 大網白里市みやこ野一丁目1番地1ほか

3 建物設置者 イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一ほか

4 小売業者名 イオンリテール株式会社(総合)ほか22

5 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 558台 (変更後) 534台

(2) 駐輪場の位置

(3) 駐車場の自動車の出入口の位置

6 変更年月日

(1) 平成28年12月1日

(2) 平成26年7月1日

(3) 平成26年7月1日、平成28年4月1日、平成28年12月1日

7 処理経過

(1) 届出日 平成28年3月29日

(2)公告縦覧期間 平成28年4月15日~平成28年8月15日

(3) 説明会 平成28年4月13日 説明会不要承認

8 市町村・住民等の意見

(1) 大網白里市の意見 なし

(2)住民等の意見 なし

# 第2 県の意見

「意見なし」 平成28年9月13日通知

<理由>

(1) 次のア・イに掲げる事由から、今回の変更に伴う周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。

ア 駐輪場の位置の変更については来客の利便性向上を目的としたものであり、従前の収容台数を維持するものであること。

イ 変更後の駐車場の収容台数については、駐車場利用実態調査結果に基づく必要台数を充足していること、また、駐車場の出入口の位置の変更についても、関係課と十分な協議がされており、以下の点からも、指針に照らし特に問題のない計画と判断できること。

①当該変更計画により、敷地内から発生する騒音は変更前後でほぼ変わらず、影響は軽微であると考えられること。

②店舗周辺道路は通学路には指定されていないこと。

(2) 法第8条第1項に基づく大網白里市及び同条第2項に基づく住民の意見がなかったこと。

(3) 千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員(庁内関係各課)に意見を聴いたところ、意見がなかったこと。

### <届出概要>

※( )内は変更前

1 店舗面積:9,944 m<sup>2</sup>

2 駐車場の収容台数:534台(558台)

3 駐輪場の収容台数:64台

4 荷さばき施設の面積:436㎡

5 廃棄物等の保管施設の容量:228㎡

6 開店時刻:午前9時ほか 閉店時刻:午前9時ほか

7 駐車場利用可能時間帯: 午前0分~翌午前0時

8 駐車場の出入口の数:4箇所

9 荷さばき可能時間帯:午前4時~午後8時